

平成26年 第2回浜松市議会定例会
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 斉藤晴明

質 問	答 弁
<p>1 財政について</p> <p>(1) 市債も含めた歳入について</p> <p>ア 本年4月より消費税が5%から8%になったことに伴い、地方消費税は1%から1.7%となった。今後の景気動向にもよるが、仮に来年10月に消費税が10%となれば地方消費税は2.2%となるが、本市にとってどのような影響が考えられるのか伺う。</p> <p>イ 合併特例債の期限が平成27年度から32年度までの6年間延長され、発行可能額が565億円から787億円となった。 平成25年度当初での残高は281億円となり、前年度決算比45億円の減となった。そこで、今後の方向性について伺う。</p> <p>ウ 臨時財政対策債の平成24年度末残高は前年度比98億円増の929億円となった。 そこで、今後の国の動向を含めた方向性について伺う。</p> <p>エ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人市民税法人税割の税率が12.3%から9.7%に引き下げられることになるが、本市における影響額はどうか伺う。</p>	<p>小柳財政部長</p> <p>1(1)ア、イ、ウ、エ</p> <p>次に、ご質問の1番目の1点目の1つ目、消費税の影響についてお答えいたします。消費税率について、今後、政府が引き上げを決定した場合、本年4月に1%から1.7%に変更された地方消費税率は、来年10月より2.2%となります。本市予算への影響については、歳入では、引き上げ税率分の2分の1に相当する額が県内市町村に人口按分により地方消費税交付金として交付されます。税率が1%であった平成24年度決算額は約82億円でありましたので、景気動向にもよりますが、平年度化された後の交付金総額はその約2.2倍程度が目安と考えております。なお、地方消費税交付金は地方交付税の算定において、基準財政収入額に算入されるため、交付税額及び臨時財政対策債の総額が減少する方向に影響することに留意が必要です。一方、歳出における課税経費への影響等につきましては、本年4月の引き上げ時と同様と考えておりますので、正確な把握に努め、適切に予算反映してまいります。</p> <p>次に2つ目、合併特例債についてお答えいたします。昨年、変更の議決をいただいた、新市建設計画において、喫緊の課題である津波対策事業や防災減災事業の財源として、新たに合併特例債を活用することとし、合併特例債の発行可能期間を6年延ばし、発行見込額を222億円増の787億円としました。合併特例債は後年度、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されるなど、制度上、有利な市債でありますので、市債抑制基調を堅持し、選択と集中による規律ある財政運営と市債管理を行うことを前提に、有効に活用してまいりたいと考えております。</p> <p>次に3つ目、臨時財政対策債についてお答えいたします。臨時財政対策債は、平成13年度に国の交付税特別会計における借入れに替わるものとして、3年限定ではじまった制度ですが、地方財政法の改正が繰り返され、現在、平成28年度までは制度として存続することが決まっております。本市では、22年度以降毎年140億から160億円、26年度は約140億円を措置しており、当面は交付税振替の一般財源として借入せざるを得ない状況であると見込まれます。制度上、臨時財政対策債の元利償還金については、基準財政需要額に全額算入されることになっておりますが、本来、地方交付市長して措置されるべきものでございますので、今後も引き続き、指定都市市長会の活動を通じ、臨時財政対策債の廃止と地方交付税の法定率引き上げを国に求めてまいります。</p> <p>次に、4つ目の法人市民税法人税割の税率引き下げに伴う影響額についてお答えいたします。地方税法の改正により、法人税割の税率が12.3%から9.7%に引き下げられます。この改正は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用となるため、1年後の平成27年9月末日以後に決算を迎える法人の申告額から影響が現れます。影響額につきましては、平成24年度法人税割決算額76億円をベースに試算いたしますと、平年度化する平成28年度では、約16億円の減収が見込まれます。一方で、税率引き下げ分は、消費税の税率見直しに伴う増収の集中を是正するため、全額地方交付税の原資となり、地方公共団体へ交付されるものでございます。</p>

質 問	答 弁
<p>オ 臨時財政対策債は後年度に元利償還金の100%が地方交付税の基準財政需要額に算入され、基準財政収入額が増えればその分地方交付税は減額となり、臨時財政対策債分が全て地方交付税で戻ってくる保証はないばかりか、地方交付税そのものが国の裁量によるものであり不透明である。</p> <p>また、法人市民税の引き下げと地方交付税への再分配の根拠を地方法人課税の偏在是正としているが、国が一方的に都市部の法人住民税収を取り上げて、「国税化」「地方交付税化」するもので、税源移譲を含めた地方分権に逆行する。一面では有利である合併特例債、臨時財政対策債における地方交付税への算入と同じように、後に確実に交付されるのか不確定で不安がつのる。</p> <p>地方交付税で交付すべき財源を地方に借金という形で押しつけをして、その借金は、基準財政収入額として算入するが、本来は、そうしたやり方ではなく、借金した同額を地方交付税とは別に交付すべきである。</p> <p>そうしないと、仮に景気が良くなり基準財政収入額が増えれば地方交付税が減り、結果的に借金した額は市の努力にも関わらず交付されないわけである。</p> <p>このような最近の一連の国のやり方について危うさを感じる。</p>	<p>鈴木市長</p> <p>1(1)オ、カ</p> <p>1番目の1点目の5つ目、国の動向に対する所感について、でございます。地方財源不足への対応はそもそも臨時財政対策債という起債で措置するものではなく、地方交付税の法定率引き上げにより対応すべきものであります。法人住民税法人税割の一部国税化については、消費税増に伴う税収の集中是正を目的としており、本市のように地方交付税や臨時財政対策債に一定程度、依存している立場からは、方向性は理解できるものでありますので、交付税原資化された部分の取扱いをしっかりと見ていく必要があると考えております。国は、国際公約として2020年にプライマリーバランスを黒字化させることを掲げている中、財政再建と歳出削減の取り組みを強化することが予想されますが、その中で、地方自治体への他方交付税や補助金などの削減圧力が強まることは大いに懸念するものであります。地域経済の活性化があってこそその国であることは論を待ちません。地方の財源確保については、指定都市市長会等を通じ、引き続き強く国に訴えてまいります。また、このような状況下では、同時に自らを厳しく律し、自らの責任において、財政の健全性を保つ努力をすることも極めて重要であり、今後も持続可能な財政運営、行財政改革の推進に取り組んでまいります。</p> <p>次に6つ目の税収増の取り組みについてお答えいたします。財政の健全性を保つ上で、市歳入の大宗を占める税収の増加を図ることは大事な要素であります。税収増には、税源の確保と、収納率の向上が必要不可欠でございます。このため、新・産業集積エリアの事業推進や企業の海外進出支援をはじめとした、産業の活性化による景気浮揚策、それに伴う雇用の創出や就労支援、交流人口の増大など、市全体を元気にするような施策を展開し、税源涵養に努めてまいります。また、市税滞納削減アクションプランに基づく、市税収納率の更なる向上に向けた取り組みについても引き続き強化してまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>そこで、市長としての所感と今後の取り組みについて伺う。</p> <p>カ 国の動向を踏まえて、今後の増収を増やすために市長としてどのような取り組みを考えているのか伺う。</p> <p>(2) 歳出について</p> <p>扶助費やインフラの管理コスト、新清掃工場や新病院建設、マイナンバー制度導入によるコンピューター整備など大規模事業が目白押しである。</p> <p>ア 現時点での見込みとして、今後10年間の扶助費、一般公共建築物と道路・橋梁などのインフラ資産の維持管理・改修費についてどのように推移していくのか伺う。</p> <p>イ 今後10年間で新病院、新清掃工場、マイナンバー制度導入など主な大規模事業にかかる費用についてはどうか伺う。</p> <p>ウ 以上のように、今後、大幅な支出が予想されるが、どのような対策を講じて歳出の縮減をしていくのか伺う。</p> <p>(3) 本年度当初予算の基金残高が350億円であるが、基金も今後、どのような考えのもとで</p>	<p>小柳財政部長</p> <p>1(2)ア、イ</p> <p>次に、2点目の1つ目、今後の扶助費等の推移についてお答えいたします。まず、扶助費でございますが、高齢者人口は増加してまいりますので、介護等、高齢者に係る経費の増加が見込まれます。一方で子どもの数は減少してまいります。子ども・子育て支援新制度の施行により、保育需要の増加が見込まれますので、今後も扶助費全体としては増加傾向で推移するものと見込んでおります。次に、本市の保有するインフラ資産に係る改修・更新経費でございますが、今後50年間で、公共建築物で約1兆3,000億円、道路・橋りょう等では約9,800億円と試算しております。現在、公共建築物については、総量縮減、長寿命化の取り組みに着手しておりますが、道路・橋りょう等すべてのインフラ資産に関し、情報の一元化を順次進め、保有資産全般についての維持管理、修繕、更新の具体的な考え方をまとめてまいります。</p> <p>次に、2つ目、今後10年間の大規模事業について、お答えいたします。ご質問にございました、新清掃工場や医療センター新病棟の建設、マイナンバー制度導入にかかる費用等の大規模事業については、それぞれ相応の財政負担が見込まれることから、民間活力の積極的活用を含めた事業手法や事業規模等を十分に検討のうえ、計画的に事業化してまいります。</p> <p>鈴木副市長</p> <p>1(2)ウ</p> <p>ご質問の1番目の2点目の3つ目、歳出の縮減について、お答えいたします。ご質問にもございましたとおり、今後、少子高齢化に対応するための扶助費の増加、公共建築物やインフラ資産の維持更新費用の増加、新清掃工場や医療センター新病棟の建設などの大規模事業に加え、緊急の課題としての津波対策事業や防災減災事業など、歳出増が見込まれる要因は多くございます。これら重要な事業を適切に進めていくためには、地方全体としての地方財源の確保や浜松市としての増収増などの歳入確保策に加え、歳出縮減による財源捻出も大事な方策の一つであると考えております。このため、まず、本年度、新たな中期財政計画を策定し、中期的な展望のもと、財政運営を行う指針を定めます。さらに、具体的には、選択と集中による施策の重点化、歳出規模・実施時期の精査、民間活力の積極的な導入などを通じて、歳出の見直しを不断に進めてまいります。</p> <p>小柳財政部長</p> <p>1(3)</p> <p>次に3点目、基金の取扱いと方向性についてお答えいたします。財政調整基金は、景気悪化等による大幅な増収減や災害発生による支出増など、不測</p>

質 問	答 弁
<p>取り扱いをしていくのか、明確化すべきと考える。 そこで、今後の取り扱いと方向性について伺う。</p> <p>2 教育について (1) 2017年から公立学校教職員の給与負担が県から本市に税源移譲され、個人住民税の県民税4%、市民税6%の現行税率を、県民税2%、市民税8%となる。しかし、税源移譲だけでは6割程度しか賄えないため、地方交付税で補填措置を講ずることとなった。 税源移譲され市の裁量で独自の教育を実行できるのは歓迎すべきことではあるが、そのことが市の負担増や、教育の質の低下、勤務条件がどうなるのかなど心配、不安視されていることも事実である。 今後、こうした課題を整理しながら、国、県との協議を進めていくことになるが、全体像の確認と現時点での問題点・課題について以下伺う。 ア 今後の全体的なスケジュールについてはどうか伺う。</p> <p>イ 県からの税源移譲と地方交付税で補填することになっているが、市の負担が増えることはないのか伺う。</p>	<p>の事態に対処し、長期的な視野に立った計画的で安定的な財政運営を行うための基金であり、平成26年当初予算ベースで126億円の残高となっています。このような基金の趣旨に鑑み、本市では、合併後、残高150億円を目途に財政運営を行ってまいりましたので、今後も引き続き、同水準の基金残高を確保してまいります。一方、特定目的基金は特定の用途に資するために設置している基金であり、平成26年当初予算ベースでは32基金、224億円の残高であります。本年度は、資産管理基金、津波対策事業基金をはじめ、合計で前年度比20億円増の44億円を取り崩すこととしております。今後、年度間の財源調整、後年度事業費の財源確保という観点からも、特定目的基金の設置目的や処分規定に合致する事業については基金を積極的に活用してまいります。</p> <p>花井学校教育部長 2(1)ア 次にご質問の2番目の1点目の1つ目、今後のスケジュールについてお答えいたします。平成29年4月の権限移譲に向けては、学校教育部内に「移譲事務検討会」を設置し、その下に作業部会として給与定数、人事などの4つの部会を立ち上げたところであります。今年度は、給与システムの在り方についての検討、県費負担教職員と市職員の勤務条件の違いなどについて庁内関係課の協力を得ながら整理してまいります。平成27年度以降は、給与システムの構築を進め、移譲前までにそのテスト稼働が可能となるよう準備を進めてまいります。併せて、学級編制、教職員定数に係る事務について、県教育委員会の協力のもと、静岡市教育委員会との連携を図りながら準備を進めるとともに、関係条例・規則の制定に取り組んでまいります。</p> <p>小柳財政部長 2(1)イ 次に、2番目の1点目の2つ目、市の財政負担についてお答えいたします。県費負担教職員の給与負担等の指定都市への移譲に関する財政措置については、国庫負担金、道府県から指定都市への個人住民税所得割2%の税源移譲、地方交付税の組み合わせとなります。道府県から指定都市への事務移譲に関し、これまでは、すべて地方交付税による財政措置であったものが、今般、税源移譲が実現することは画期的なこととあります。国庫負担金及び税源移譲によっても不足する経費について、今後、国において交付税措</p>

質 問	答 弁
<p>ウ 教職員は給与の削減など勤務条件について心配しているが、支援員・補助員の通勤費などを含めた給与について基本的にどう考えているのか伺う。</p> <p>エ 人材流出防止や新規採用を増やすなど人材確保が重要となるが、どのような方針で対応するのか伺う。</p>	<p>置の詳細が検討されることになりましたが、今回の県費負担教職員の給与負担等の移譲については、財政措置として、財政中立を基本に、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、関係道府県と指定都市が合意したものでありますので、指定都市市長会を通じ、道府県と連携しながら、国が適切な交付税措置を行うよう求めてまいります。</p> <p>花井学校教育部長 2(1)ウ、エ 次に、3つ目の勤務条件についてお答えいたします。給与を含めた勤務条件につきましては、地方公務員法第24条第5項「国及び他の地方公共団体の職員等との権衡を失しないようにする」という給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準によるとともに、学校現場に混乱が生じないよう十分な配慮をしていくことが必要だと考えております。現在の勤務条件の水準を維持することを基本としつつ、今後、関係諸機関との協議を進めてまいります。なお、支援員・補助員の通勤費につきましては、制度により統一が図られていない面もありますので、関係各課と調整し検討してまいります。</p> <p>次に4つ目の人材確保についてですが、優秀な教職員を確保するためには現在の勤務条件の水準を維持することが必要だと考えます。平成29年度に権限が移譲されれば、今まで以上に市としての主体的・一元的な教育施策の推進が可能となりますので、独自の学級編制基準の設定、学校の実態に応じた教員配置、キャリアデザインを意識した研修の実施など、小・中学校が子どもや教職員にとってさらに魅力的なものとなることが人材確保にとって重要であると考えます。また、教職員の新規採用におきましては、ガイダンスやメールマガジン等による積極的な情報発信により、志願者数の増加に努めております。面接の重視や多様な加点制度といった浜松市の採用試験の特色を生かし、魅力ある教職員を採用してまいります。</p>
<p>(2) 35人以下学級が政権交代により後退したり、静岡式35人学級による教員不足が深刻化するなど、学校現場では依然としてさまざまな課題を抱えている。</p> <p>そこで、現在、本市では小学1・2年の30人学級を実現しているが、小学3年以上への拡大や教員の加配など市としてどのように具体的な対策を講じていくのか伺う。</p>	<p>児玉教育長 2(2) 次に、ご質問の2番目の2点目30人学級編制の小学3年生以上への拡大について、お答えします。30人学級編制は、市長マニフェスト「こども第一主義を進めます」のもと、昨年度は、小学1年生について16校で実施し、今年度は、2年生に拡大し、1・2年生合わせて、延べ31校に31人の市費常勤講師を配置いたしました。教員と子どもが向き合う時間が増え、一人一人に丁寧な指導を行うことができ、保護者からも感謝の声が聞かれています。今後も、小学1・2年生で、30人学級編制を実施し、3年生以降の学びと育ちに結びつけていきたいと考えております。また、これまでの成果や課題を検証しながら、3年生以上の学級編制のあり方について研究してまいります。</p>
<p>(3) 学校教育・生涯学習を推進するために、教職員OBを如何</p>	<p>花井学校教育部長 2(3) 次に、3点目の退職教職員の活用についてお答えいたします。平成25度末定年退職者で、今年度、小・中学校に勤務する再任用職員は24人で、昨年度より17人増えております。公的年金の支給開始年齢が引き上げられたこ</p>

質 問	答 弁
<p>にして活用するかがキーポイントとなる。</p> <p>本年度の再任用者は、退職者77人中24人(約3割)と例年に比べ増えてはいるが、市職員に比べて少ない。そこで、教職員OBを活用し協働センターなどに配置して、健全育成や学校施設開放業務、協働センターでの講座対応などをして、地域における教育の拠点への活用を進めてはと考えるが伺う。</p>	<p>とにより、昨年度より多く任用しております。再任用職員は、学級担任を受け持ったり、部活動指導をしたり、また、これまでの経験を生かして若い教職員への指導などもしています。また、教職で培った知識や経験を生かし、区役所の相談業務や、生涯学習業務などの仕事に就いている職員もおり、学校以外で、間接的に学校現場を支える仕事をしています。今後も、退職教職員の力が発揮できるよう、学校現場を初め、生涯学習施設などへの配置を、関係課とともに調整してまいります。</p> <p>花井学校教育部長 2(4)</p>
<p>(4) 公立小中学生の学校給食費未納対策について、回収率は向上しているが、現場では大変苦労している。</p> <p>そこで、学校現場の事務負担の軽減と、透明性・公平性の確保や学校給食の質を維持していくためにも公会計にすべきと考えるがどうか伺う。</p>	<p>次に、4点目の学校給食費未納対策についてお答えいたします。本市の学校給食費の徴収率は、平成24年度99.93%となっており、全国平均の99.5%と比べても高い状況です。これは、各学校が保護者への働きかけを積極的に行った結果です。公会計方式の実施については、情報を一元化するシステムの導入経費や維持管理費、人的措置に多額の費用がかかるため、効率化を十分に見据え検討することが重要となります。また、未納対策も課題です。既に公会計化に移行したある政令市では、市のみで督促を行っていましたが、徴収率が向上しないため、家庭を知る学校に督促の協力を求めました。公会計方式への移行については、先進政令市の状況を注視しながら、検討してまいります。</p> <p>兼子こども家庭部長 3(1)(2)(3)</p>
<p>3 保育行政について</p> <p>本年度策定予定の事業計画の基本的な考え方について、以下伺う。</p> <p>(1) 昨年度に実施した子育て支援に関するニーズ調査で、保育に対するニーズはどのような結果であったのか。また、それを受けての総括はどうか伺う。</p> <p>(2) 本市内には、保育園がただでさえ同規模の他都市に比べ半数しかなく待機児童が多い中、保育所への入所要件が保育に欠ける子から必要とされる子へ変更される。</p> <p>そこで、本市としてどのような方針のもとに推進し、特に私</p>	<p>ご質問の3番目、保育行政についての1点目のニーズ調査の結果と総括、2点目の事業計画の方針と具体的な対策については関連がありますので、一括してお答えします。昨年10月、就学前児童の保護者3,000人を対象に「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。この調査で、定期的に利用したい施設についての項目では、保育所は41.6%という結果でした。これは、現在の保育所利用率22.5%を上回る数値です。また、就労を希望する母親の約8割が、パートタイム等の短時間勤務を希望しているという結果が同じ調査から得られており保護者の就労形態に合わせたきめ細かな対応が必要であると考えられます。現在、ニーズ調査の結果を踏まえ、地域の実情も考慮して、多様な保育ニーズに応じるための必要な保育供給量を確保する子ども・子育て支援事業計画を策定しているところでございます。具体的には、引続き保育所の創設・増改築を進めるほか、認証保育所には、認定こども園や認可保育所への移行、小規模保育事業の実施を促してまいります。また、事業所内保育施設については、地域型保育事業への移行に向けて必要な情報を提供し、その希望がある場合には、随時相談に応じてまいります。私立幼稚園に対しては、今月実施する新制度に関する意向調査を踏まえ、認定こども園への移行を支援してまいります。</p> <p>次に、3点目の保育士の確保について、お答えいたします。本市では、平成28年4月までに、保育所の定員を1,540人増やす予定であることから、新た</p>

質 問	答 弁
<p>立幼稚園、保育所、認証保育所、事業所内保育施設などの具体的な対策はどのようにしていくのか伺う。</p> <p>(3) 現在でも保育士の確保が厳しい中で、今後、保育士の人材を確保するためにどのような対策を講じていくのか伺う。</p>	<p>に250人程度の保育士が必要となり、保育士不足が懸念されます。現在、民間保育所では、共同で保育資格取得予定者を対象に合同就職説明会を開催するとともに、求人情報専用のホームページの開設を準備していると聞いております。また、市立保育所は、「広報はままつ」での募集や保育所の勤務経験者へ個別の働きかけをし、保育士確保に努めております。今後につきましては、再就職を希望する潜在保育士を対象とした研修会の開催や相談体制の整備などに取り組み、人材の確保に努めてまいります。</p>
<p>4 浜松城公園長期整備構想と動線について</p> <p>(1) 浜松城公園長期整備構想は、将来像がよく見えない。</p> <p>整備構想では「景観についてシンボル性を有している浜松城を活かして、移動する人や公園を目指す人から意識されるよう、天守曲輪の石垣や天守閣の眺望を阻害しないよう配慮し、云々」や、「庁舎は将来的な改築時に構想区域外へ移転する考えとする」とある一方で、「美術館や文芸館(平成27年3月にクリエイイトに移転予定)、松韻亭(茶室)など公園内施設間の一体感を生む、中心市街地における市民文化活動の拠点」としている。</p> <p>そこで、規模は小さくとも、きらりと光り威厳のある、また市民や観光客には憩いと歴史が感じられ、今後、発掘調査が進められる東照宮を含めた純粹な浜松城の公園となるようにしてはと考えるがコンセプトを伺う。</p>	<p>田中花みどり担当部長 4(1)</p> <p>次にご質問の4番目の1点目、浜松城公園長期整備構想のコンセプトについてお答えします。浜松城公園は、都市部の貴重な緑地、オープンスペースとして市民の憩いの場となっており、浜松城は、徳川家康公が青年期から壮年期までの17年間を過ごし、野面積が今も残るなど歴史的にも、観光の拠点としても重要な役割を担っております。こうした観点から、構想では、浜松城の歴史を尊重し、「歴史の継承・市民文化創造の杜」をテーマに、「場の記憶を活かす公園」「浜松の核となる公園」「市民とともに成長する公園」を3つの基本方針としております。また、4つのゾーンを提案しております。今後の浜松城公園の整備にあたっては、こうした考え方をもとに、市民の皆さまとの十分な話し合いを行いながら、整備計画の検討を進め、長期的視点をもって、本市の核となる公園として、市民が誇りをもて、さらには市内外から多くの人々が訪れ親しまれる公園となるよう取り組んでまいります。</p>
<p>(2) 街なか浜松城・文化ゾーンの動線について、浜松城公園長期整備構想では「徒歩などでの円滑なアクセスを妨げている地下道の廃止や車動線との分離、誘導サインの整備を</p>	<p>鈴木副市長 4(2)</p> <p>次に、ご質問の4番目の2点目、街なか、浜松城・文化ゾーンの動線についてお答えいたします。昨年の市議会5月定例会の一般質問においてご提案いただいた旧鴨江別館を含めた浜松駅から浜松城への動線につきましては、関係各課との協議の結果、国道257号における伝馬町交差点の平面横断化の整備に向けた調整を進めるとともに、旧鴨江別館は最寄りのバス停名称を鴨江アートセンターに変更いたしました。また、家康の散歩道につきましても新たに五社神社などを加えコースの充実を図るとともに、案内看板も</p>

質 問	答 弁
<p>検討する」「観光拠点として機能の拡充を図っていく」としている。</p> <p>また、昨年私の質問に対し「庁内関係各課で連携を図り、調査研究していく」との答弁であったが、どのように調査研究したのか。</p> <p>今後、おもてなしの心をより一層具体的に進めるために、家康の散歩道との一体感を含めた、駅からの動線を石畳道とするなど道路や誘導サインの整備を、今回の徳川家康公顕彰400年記念事業をはじめとして、今後迎える家康公関連の節目の記念事業のためにも早期に実現すべきと考えるがあわせて伺う。</p>	<p>英文併記のものにリニューアルしているところです。これらの取組を推進することで、利便性とアクセス環境の向上を図ってまいります。今後も、家康の散歩道と一体感のある動線の検討及び道路等の整備について様々な手法で関係課が連携し、都市型観光など総合的なまちづくりの観点で、来訪者へのおもてなしの心の醸成に努めてまいります。</p>
<p>5 浜名湖観光圏について</p> <p>(1) 浜名湖観光圏整備事業について、市としての将来像を示すべきと考えるが伺う。</p> <p>(2) 大草山と館山間への吊橋、舟運事業、フィッシャーマンズワーフなど具体的な事業について、基金などを活用して行政として積極的に関わって進めてはと考えるが伺う。</p> <p>(3) 以上のことを踏まえ、たきや漁、潮干狩り、東名浜名湖SAや舞阪の北雁下からの今切舟運事業、シラス・ドウマン蟹・トラフグ・鱧・モチがつおなどの豊富な水産資源などを、点から線、線から面へと具体的な事業展開を進めて、箱根、世界遺産の富士山に続き、浜名湖を日本、いや世界のブランドとして強力に推進していくために、地元との協議・調整をしつつ、外部からも具体的な手法や地元を活かせるプランを発掘するなどプレゼンテーション</p>	<p>安形産業部長 5(1)(2)(3)</p> <p>ご質問の5番目の1点目、浜名湖観光圏事業における市としての将来像についてお答えします。浜名湖観光圏整備事業は、今後の本市の観光産業の振興を図る上で、大変重要な事業であります。当地域では、平成21年度に国土交通大臣の認定を受けて、5年間にわたり、自治体や観光関連団体の連携による魅力向上と誘客拡大に取り組み、現在2期目の認定に向け、準備を進めております。新観光圏の事業では、これまでの観光施設や景勝地を巡るツアーではなく、住民を含めた地域全体で、多様な資源を組み合わせ魅力あるプランを作成し、滞在型、体験型の観光地域づくりをおこなうことが求められております。認定にあたっては、民間の観光地域づくりマネージャーやプラットフォームの設置など、人材や体制の強化が必須となっており、本市としては、こうした仕組みづくりに向けた支援を行うとともに、自治体や各団体の連携、ネットワークの強化、インフラ整備などを推進してまいります。この新観光圏の計画策定にあたり、観光地域づくりマネージャーをはじめ、湖西市や民間の観光関連団体などの構成員の皆様と十分に協議する中で、浜名湖を中心とした観光振興の将来像についても、できるだけ具体的に示してまいります。</p> <p>次に、2点目、吊橋及び舟運事業、フィッシャーマンズワーフについてお答えします。大草山と館山間の吊橋設置については、事業提案者である館山寺温泉観光協会が、県立自然公園の第2種特別地域及び県指定名勝地内であることによる県との調整や運営に係る資金面等について協議、調整を行っているところでございます。今後関係者の協議の進捗や県の動向を確認の上、市としての関わり方について検討してまいります。</p> <p>次に、浜名湖サービスエリアを起点とした舟運事業につきましても、昨年の社会実験を踏まえ、現在NPO法人浜名湖観光地域づくり協議会が中心となり事業展開をしております。本市といたしましては、浜名湖の魅力ある観光コンテンツであると考えておりますので、引き続き浜名湖観光圏事業において、</p>

質 問	答 弁
<p>などを実施して、スピード感をもって進めるべきと考えるが伺う。</p>	<p>誘客に向けたPRや旅行商品の造成などに積極的に取り組んでまいります。フィッシャーマンズワーフ整備につきましては、現在、舞阪地区の観光及び漁業関係団体等が、協議会を設立し地域活性化に向けた取り組みを協議するなかで、今年度、社会実験として水産品等地場産品の販売を検討しております。本市もこの協議会にオブザーバー参加し、関係機関と課題や可能性などについて調整し、取り組んでまいります。</p> <p>次に、3点目、浜名湖のブランド推進についてお答えします。浜名湖観光圏整備推進協議会は、行政や観光協会はもちろんのこと、漁業協同組合や遊覧船事業者など多様な団体で構成されております。協議会では、これまでも首都圏のイベントでの水産物と観光資源を組み合わせた情報発信や、ご当地メニューの牡蠣カバ丼を活用した宿泊キャンペーンなど、水産資源を活用した事業を実施してまいりました。今後におきましても、浜名湖観光圏事業の認定を受け、市も含めた地域の多様な人材や団体、専門家等で構成する観光地域づくりプラットフォームが主体となって、漁業や農業、産業などを活用した体験プログラムの造成を進めるとともに、浜名湖地域全体の観光振興に向けたプロデュースを行い、国内外への浜名湖の魅力の発信やブランド化に取り組んでまいります。</p>
<p>6 公衆無線LAN(Wi-Fi)の取り組みについて</p> <p>公衆無線LANの整備について、本市の一部で進めているが十分とは言えない。</p> <p>外国人観光客の誘致や地域活性化につなげることができるとともに、災害発生時に携帯電話が混雑してつながらない場合でもネット接続が可能などメリットは大きい。</p> <p>そこで、本市においても官民一体となって、通信基地局の増設など公衆無線LAN事業を強力に進めるべきと考えるが伺う。</p>	<p>鈴木副市長</p> <p>6</p> <p>次に、ご質問の6番目の公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiの取り組みについてお答えいたします。本市におけるWi-Fiの取り組みとしては、観光交流人口拡大のため、浜松駅構内の観光インフォメーションセンターにWi-Fi環境の整備を行ったほか、浜松市外国人観光客誘致推進協議会にて整備に係る補助を実施しています。また、民間事業者の一部においても営業戦略の一環として、サービスを提供しています。Wi-Fiを拡大していくためには、民間事業者の協力が欠かせません。そのためには、設置による集客効果やトップ画面への広告掲載による宣伝効果など、民間事業者のメリットを訴え、参入意欲を高めることが重要です。このようなことから、今後は官民協働によるWi-Fi事業の実施に向けて、研究会を立ち上げ、進めてまいります。</p>